

関税法定率施行規則の一部を改正する省令 参照条文目次

- 関税法（明治四十三年法律第五十四号）（抄） 1
- 関税法施行令（昭和二十九年政令第百五十五号）（関税法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（令和五年政令第百五十八号）による改正後）（抄） 1

◎ 関稅定率法（明治四十三年法律第五十四号）（抄）

（無条件免税）

第十四条 次に掲げる貨物で輸入されるものについては、政令で定めるところにより、その関稅を免除する。

一 六の二（省略）

七 本邦に住所を移轉するため以外の目的で本邦に入国する者がその入国の際に携帯して輸入し、又は政令で定めるところにより別送して輸入する物品のうちその個人的な使用に供するもの及び職業上必要な器具（自動車、船舶、航空機その他政令で定めるところを除く。）

八 十八（省略）

◎ 関稅定率法施行令（昭和二十九年政令第五百五十五号）（関稅定率法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（令和五年政令第五百十八号）による改正後）（抄）

（無条件免税をしない携帯品）

第十三条の六 法第十四条第七号（無条件免税）に規定する政令で定めるものは、次の表の上欄の各号に掲げる輸入する物品の区分に応じ、同表の下欄の当該各号に掲げる物品とする。

輸入する物品	無条件免税をしない物品
<p>一 （省略）</p> <p>二 法の別表第二一・〇三項から第二二・〇八項まで、第二四・〇一項から第二四・〇三項まで、第二四〇四・一一号及び第二四〇四・一九号に掲げる物品（同号の二に掲げる物品にあつては、充填グリセリン等に限る。）その他の財務省令で定める物品</p>	<p>（省略）</p> <p>輸入する者ごとに輸入する物品の数量が当該物品ごとに財務省令で定める数量以下である場合における当該輸入する物品以外のもの</p>
<p>三 （省略）</p>	<p>（省略）</p>